

# 一度退学し、その後同じ学校に復学した場合について

## 【Q&A (令和2年11月11日版) より抜粋】

Q 4 - 8 - 5 下記のケースは支援対象となりますか。これらのケースでは、「高校等を卒業後2年以内」の要件について、高校等を卒業後どの時点までを2年とするのでしょうか。また、満たすべき学業成績の基準はどうなりますか。

・ 過去に大学等を退学し（又は除籍となり）、その後復学（復籍）

A 4 - 8 - 5 過去に大学等を退学した（又は除籍となった）者であっても、過去に支援対象者としての認定を受けたことがなければ、支援対象となり得ます。

この場合、初めて高等学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から復学（復籍）や転学するまでの期間が2年を経過していないことが必要です。学業成績・学修意欲については、大学等への入学後1年を経過しない場合の基準を満たすことが必要となります。

## 【Q&A (変更後)】

Q 下記のケースは支援対象となりますか。これらのケースでは、「高校等を卒業後2年以内」の要件について、高校等を卒業後どの時点までを2年とするのでしょうか。また、満たすべき学業成績の基準はどうなりますか。

・ 過去に大学等を退学し（又は除籍となり）、その後復学（復籍）

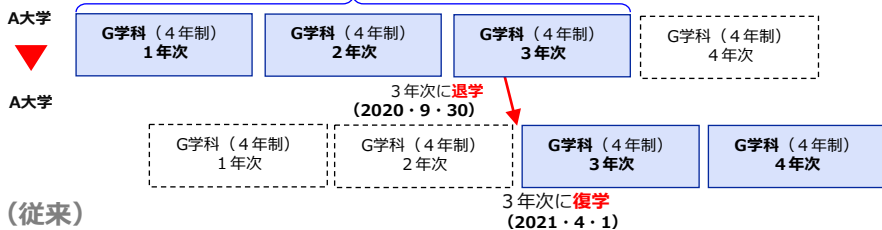
A 過去に大学等を退学した（又は除籍となった）者であっても、支援対象となり得ます。

退学前に支援を受けていなかった場合、初めて高等学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から在籍する大学等に初めて入学した時までの期間が2年を経過しておらず、退学後1年以内に復学した場合対象となります。学業成績・学修意欲については、大学等への入学後1年を経過した場合の基準を満たすことが必要となります。廃止の区分に該当する場合でもやむを得ない事由による退学である場合は、支援対象となります。

退学前に支援を受けていた場合、退学時に適格認定を実施し、廃止区分となっておらず、退学後1年以内に復学した場合対象となります。ただ、退学期間については、「本人都合の停止（省令第23条の12第1項第8号）」とみなし、支援期間に通算する停止期間となります。復学後の成績による適格認定については廃止の区分に該当する場合でもやむを得ない事由による退学である場合は支援を継続することが出来ます。

### 退学前に支援を受けていない場合

支援を受けていない



#### (従来)

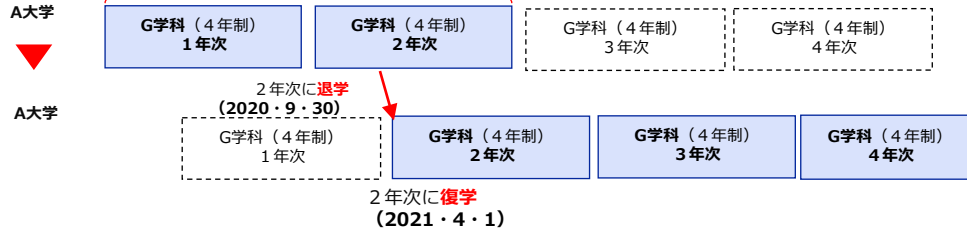
A大学のG学科（4年制）の学生が、支援を受けておらず、退学し、復学する場合、初めて高等学校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から在籍する確認大学等に復学した時期が2年を経過していなければ対象⇒図のように3年次以上で退学し、次年度に復学した場合、初めて高等学校等を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から復学した時点が2年以上を経過してしまうため、支援対象外となる。

#### (変更)

A大学のG学科（4年制）の学生が、支援を受けておらず、退学し、復学する場合、初めて高等学校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から在籍する確認大学に初めて入学した時点が2年を経過しておらず、退学後、復学までの期間が1年を経過していない場合、対象となる。

### 退学前に支援を受けていた場合

支援を受給



#### (従来)

A大学のG学科（4年制）の学生、支援を受けている学生が、退学し、復学した場合、復学後は支援対象外となる。

#### (変更)

A大学の退学時の適格認定で退学時点で廃止区分となっておらず、G学科（4年制）の学生が、支援を受けていても、退学後、復学までの期間が1年を経過していない場合、対象となる。なお、退学期間中（10月～3月）は支援期間に通算する停止期間となる。